

# 《 補 足 説 明 書 》

徳島県企業局

委託業務名 R 3 企総管 日野谷発電所他 建物修繕設計業務

別途発注委託 なし

- ・本業務は、重点調査制度の（~~対象業務~~・対象外業務）である。

## 1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、現地に管理者のいる施設については、管理者の了解を得て調査を行うこと。

## 2 注意事項

委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。

## 3 重要事項説明

落札者は、建築士法第 24 条の 7 に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（徳島県営繕課指定様式）を 2 部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1 部を落札者にて保管すること。

## 4 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システム L I T E の利用料を含んでいる。